平成３０年（フ）第６３１号
大阪府交野市森南１丁目22番３－102号
債務者　右松　正太
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４０号
大阪府東大阪市衣摺２丁目６番７号　105号、前住所大阪府東大阪市稲田上町２丁目８番30号
債務者　木田　秀幸
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４２号
大阪市淀川区野中南１丁目３番18号　ＹＭＫマンション　401号
債務者　山本　竜次
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４３号
大阪府高槻市芥川町４丁目９番９号　オーシンハイツⅡ304号、前住所大阪府高槻市古曽部町３丁目３番31号　土井マンション302号
債務者　前田　真哉
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６８３号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番43－410号
債務者　近藤　高司
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７０７号
大阪市淀川区木川西１丁目12番17号　ラフィーネ新大阪203号室、住民票上の住所大阪市福島区吉野４丁目９番13－613号
債務者　山本　誠也
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１００９号
大阪府高槻市川西町２丁目18番28号　リーガルメゾン川西Ⅰ203号
債務者　蓮尾　静香
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８２号
大阪府吹田市江坂町４丁目32－１　医療法人松柏会　榎坂病院、住民票上の住所大阪府摂津市千里丘５丁目５番12－707号
債務者　清水　清春
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３３２号
大阪市東淀川区大桐１丁目４番19号　シャーメゾングランメール　207号
債務者　吉見　公代
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３３７号
大阪府交野市倉治７丁目39番12－202号、前住所大阪府交野市倉治７丁目46番３号
債務者　上垣内京子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６４号
大阪市生野区小路東３丁目１番27号
債務者　大澤美恵子こと　金　美惠子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０６号
大阪市城東区中央１丁目７番22号、住民票上の住所大阪市都島区高倉町１丁目11番14号
債務者　巽　　瑛
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４０８号
大阪府東大阪市出雲井町１番17号　大宝出雲井ハイツ　15号
債務者　竹上千惠子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１３号
大阪市平野区流町３丁目13番27号
債務者　小野　清美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１６号
大阪市福島区鷺洲３丁目３番１－1003号
債務者　奥田マトウマこと　ＴＨＡＮＡＮＣＨＡＩ　ＭＡＴＨＵＭＡＲＴ
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部